平成21年第5回 京丹波町議会臨時会

会議録

京丹波町議会

## 平成21年第5回京丹波町議会臨時会

平成21年11月27日(金)

開会 午前 9時00分

#### 1 議事日程

- 1. 議員自己紹介
- 1. 理事者・管理職員自己紹介
- 1. 町長あいさつ
- 1. 臨時議長紹介
- 1. 開会及び開議宣告
- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長選挙

#### (追加議事日程)

- 日程第1 副議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 常任委員の選任について
- 日程第6 議会運営委員の選任について
- 日程第7 京都中部広域消防組合議会議員の選挙
- 日程第8 船井郡衛生管理組合議会議員の選挙
- 日程第9 国民健康保険南丹病院事業組合議会議員の選挙
- 日程第10 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第11 京都地方税機構議会議員の選挙
- 日程第12 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第13 議案第103号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第104号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第105号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 2 議会に付議した案件

- 1. 議員自己紹介
- 1. 理事者・管理職員自己紹介
- 1. 町長あいさつ
- 1. 臨時議長紹介
- 1. 開会及び開議宣告

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

#### (追加議事日程)

日程第1 副議長選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 常任委員の選任について

日程第6 議会運営委員の選任について

追加日程第1 発議第4号「交通網対策特別委員会並びに議会広報特別委員会設置に関する決議」

日程第7 京都中部広域消防組合議会議員の選挙

日程第8 船井郡衛生管理組合議会議員の選挙

日程第9 国民健康保険南丹病院事業組合議会議員の選挙

日程第10 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第11 京都地方税機構議会議員の選挙

日程第12 同意第1号 監査委員の選任について

日程第13 議案第103号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第104号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第105号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 発議第5号 「京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

## 部を改正する条例の制定について

# 追加日程第3 閉会中の継続調査

# 3 出席議員(16名)

【仮議席番号】	

# 【本議席番号】

	1番	西山 和樹	君	1番	横山 勲	君
	2番	村山 良夫	君	2番	岩田 恵一	君
	3番	松村 篤郎	君	3番	篠塚信太郎	君
	4番	横山 勲	君	4番	梅原 好範	君
	5番	野口 久之	君	5番	森田 幸子	君
	6番	原田寿賀美	君	6番	村山 良夫	君
	7番	篠塚信太郎	君	7番	山内 武夫	君
	8番	小田 耕治	君	8番	東 まさ子	君
	9番	東 まさ子	君	9番	野口 久之	君
1	0番	山田 均	君	10番	坂本美智代	君
1	1番	山内 武夫	君	11番	原田寿賀美	君
1	2番	森田 幸子	君	12番	松村 篤郎	君
1	3番	坂本美智代	君	13番	北尾 潤	君
1	4番	岩田 恵一	君	14番	小田 耕治	君
1	5番	梅原 好範	君	15番	山田 均	君
1	6番	北尾 潤	君	16番	西山 和樹	君

# 4 欠席議員

なし

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者(18名)

 町
 長
 寺
 尾
 豊
 爾
 君

 教
 育
 長
 寺
 井
 行
 雄
 君

 会計管理者
 岡
 本
 佐登美
 君

 参
 事
 田
 端
 耕
 喜
 君

 瑞穂支所長
 野
 村
 雅
 浩
 君

和知支所長 藤田 真 君 総 務 課 長 谷 俊 明 君 監理課長 田 洋 之 君 Щ 企画情報課長 岩 崎 弘一 君 税務 課長 葉 出 君 稲 住 民 課 長 伴 田 邦 雄 君 保健福祉課長 堂 本 光浩君 子育て支援課長 由美子 君 山 田 地域医療課長 下伊豆 かおり 君 産業振興課長 久 木 寿 君 土木建築課長 十 倉 隆英 君 水 道 課 長 中 尾 達也 君 教 育 次 長 野間 広 和 君

## 6 出席事務局職員(2名)

議会事務局長長澤誠書記石田武史

## 開議 午前9時00分

○事務局長(長澤 誠君) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、京丹波町議会議員選挙におきまして、見事栄えあるご当 選を果たされましたこと、まことにおめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。

臨時議長が席に着かれますまで、議事日程に従いまして本日の司会進行を務めさせていた だきます私は、京丹波町議会事務局長の長澤 誠でございます。どうぞよろしくお願いを 申し上げたいと存じます。

続きまして事務局職員を紹介させていただきます。

局長補佐兼庶務係長の西山 民子です。主査の石田武史でございます。どうぞよろしくお 願いいたします。

それでは、早速ですが、議事日程によりまして議事を進めさせていただきます。

## 《議員自己紹介》

○事務局長(長澤 誠君) それでは、まず初めに、議員の皆様方の自己紹介を仮議席順にお願いいたしたく存じます。

1番、西山 和樹議員さんから、よろしくお願いいたします。

- ○1番(西山和樹君) 旧瑞穂町出身の西山和樹と申します。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○2番(村山良夫君) おはようございます。村山 良夫でございます。よろしくお願いいた します。
- ○3番(松村篤郎君) おはようございます。 松村篤郎でございます。よろしくお願いいた します。
- ○4番(横山 勲君) おはようございます。横山 勲でございます。よろしくお願いいたします。
- ○5番(野口久之君) おはようございます。野口久之と申します。どうぞよろしくお願いい たします。
- ○6番(原田寿賀美君) おはようございます。原田寿賀美と申します。よろしくお願いいた します。
- ○7番(篠塚信太郎君) おはようございます。公明党の篠塚信太郎でございます。どうかよ ろしくお願いいたします。
- ○8番(小田耕治君) おはようございます。小田耕治でございます。どうかよろしくお願い

します。

- ○9番(東 まさ子君) おはようございます。日本共産党の東 まさ子です。どうかよろし くお願いいたします。
- ○10番(山田 均君) おはようございます。私は、日本共産党から立候補しました山田 均でございます。よろしくお願いします。
- ○11番(山内武夫君) おはようございます。山内武夫です。どうかよろしくお願いします。
- ○12番(森田幸子君) おはようございます。公明党の森田 幸子です。どうぞよろしくお願いします。
- ○13番(坂本美智代君) おはようございます。日本共産党の坂本美智代でございます。ど うかよろしくお願いいたします。
- ○14番(岩田恵一君) おはようございます。岩田 恵一でございます。よろしくお願いいたします。
- ○15番(梅原好範君) おはようございます。梅原好範でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○16番(北尾 潤君) おはようございます。北尾 潤です。よろしくお願いいたします。

# 《理事者・管理職員自己紹介》

- ○事務局長(長澤 誠君) 続きまして、理事者・管理職員の自己紹介を順次お願いしたいと 存じます。
- ○町長(寺尾豊爾君) 皆さんおはようございます。11月20日に町長に就任しました寺尾 豊爾でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ○教育長(寺井行雄君) 教育委員会教育長の寺井行雄でございます。よろしくお願い申し上げます。
- ○参事(田端耕喜君) おはようございます。参事を拝命いたしております田端耕喜でございます。よろしくお願いします。
- ○総務課長(谷 俊明君) おはようございます。総務課長の谷 俊明でございます。どうぞ よろしくお願いいたします。
- ○企画情報課長(岩崎弘一君) おはようございます。企画情報課長の岩崎弘一と申します。 どうかよろしくお願いいたします。
- ○税務課長(稲葉 出君) おはようございます。税務課長の稲葉 出です。よろしくお願い します。

- ○産業振興課長(久木寿一君) おはようございます。産業振興課長の久木寿一と申します。 どうぞよろしくお願いをいたします。
- ○土木建築課長(十倉隆英君) おはようございます。土木建築課長の十倉隆英と申します。 どうぞよろしくお願いします。
- ○水道課長(中尾達也君) おはようございます。水道課長の中尾達也と申します。どうかよ るしくお願いいたします。
- ○教育次長(野間広和君) おはようございます。教育委員会教育次長の野間広和でございま す。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○瑞穂支所長(野村雅浩君) おはようございます。瑞穂支所長をおおせつかっております野村雅浩と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ○和知支所長(藤田 真君) 和知支所長の藤田 真と申します。どうぞよろしくお願いいた します。
- ○会計管理者(岡本佐登美君) おはようございます。会計管理者の岡本佐登美と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○監理課長(山田洋之君) おはようございます。監理課長の山田洋之と申します。どうかよ ろしくお願いいたします。
- ○住民課長(伴田邦雄君) おはようございます。住民課長の伴田邦雄でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。
- ○保健福祉課長(堂本光浩君) おはようございます。保健福祉課長の堂本光浩でございます。 よろしくお願いいたします。
- 〇子育て支援課長(山田由美子君) おはようございます。子育て支援課長の山田由美子と申 します。よろしくお願いいたします。
- ○地域医療課長(下伊豆かおり君) 地域医療課長の下伊豆かおりでございます。どうぞよろ しくお願い申し上げます。

#### 《町長あいさつ》

- ○事務局長(長澤 誠君) 自己紹介が終わりましたので、ここで、町長からごあいさつを賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 〇町長(寺尾豊爾君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。
  - 一段と朝夕の冷え込みが厳しくなり、冬の訪れが日一日と感じられる本日ここに、平成2 1年第5回京丹波町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙し

いなか、ご参集いただきまして、まことにおありがとうございます。

本臨時会は、第5回目とは申せ、京丹波町合併後4年が経過し、町長・町議会議員選挙を経ての初議会であります。議員各位におかれましては、先の11月15日に執行されました議会議員一般選挙において、それぞれに町民各位の支持を得られ、厳しい選挙戦を勝ち抜かれて見事当選の栄に浴されました。心からのお祝いを申し上げるものであります。

不肖、私も同日の町長選挙において、多くの町民各位のご支援を賜り、京丹波町の2代目町長として、町政のかじ取り役という大役と担うこととなりました。合併後のまちづくりが問われる大きな流れのなかで、町政の先頭に立たせていただきますことは、まことに光栄であり感謝いたすとともに、その重大な使命と重責に身の引き締まる思いであります。全身全霊を傾けて、京丹波町の町民の皆様のためのまちづくりに取り組んでまいります。議員各位のいっそうのご支援、ご指導を心よりお願い申し上げるものであります。

さて、私は、合併後の4年間、あるいは選挙期間中を通じて、多くの町民の皆さんに出会い、町民の皆さんがさまざまな思いを持っていらっしゃることを肌身を持って感じてまいりました。町が取り組んでいる、あるいは取り組もうとしている施策や事業がなぜ必要なのか。あるいは皆さんがいろいろとご要望なさっている案件がなぜ着手できないのか。正しくお伝えすることができているのか等、説明責任の必要性を強く感じた一人であります。私は行政からの情報公開はもちろんのことですが、町民の皆さんの思いを町政に反映していく上には、まずは現場に出向き、そこで対話を持つ。そして実情を把握し、皆さんとともに考え、行動してことに当たる対話重視の町政を常に心がけてまいる所存であります。このような中で、町民の皆さんと信頼関係の下に私が町政の基本として掲げました「安心・活力・愛のあるまちづくり」の実現に向けて全力で取り組む決意であります。

当面の課題といたしましては、まずは地域医療の安心の確保であり、和知診療所の常勤医師の確保による診療体制の見直し、一般病床の復活に取り組む所存であります。

また、町営バスの運行体制の見直しを行い、土曜運行や、利用しやすいダイヤ等の再編を 早期に実現させたいと考えております。

さらに、子育て支援の充実や、農林水産業、商工業の振興、企業誘致を積極的に図り、雇用の創出と若い世代の定住を促進する環境整備を精一杯がんばる決意であります。

また、前町政で取り組まれてまいりました財政健全化に向けた行財政改革、保育所建設、瑞穂地区内の小学校統合、畑川ダムの建設促進や京都縦貫自動車道の全線早期開通など、継続すべき施策はもっと工夫すべきところがないか検討検証を加えながら引き継いでまいりたいと考えております。

その他、さまざまに私のこれからの町政に対する思いを申し上げたいところでありますが、 12月の定例会も間近に迫っており、その場において所信を表明する機会をいただきたいと 考えております。私が施策を執行させていただくためには、当然意思決定機関である議会の 議決をいただかなければなりません。議員各位の英知と高度なご判断をいただきまして、京 丹波町の更なる発展に職員と一丸となって全力を注いでまいりますので、議員各位におかれ ましては、あるいは町民の皆さんに置かれましては一段のご理解とご支援を心からお願いを 申し上げます。まことに簡単で意をつくしませんが、選挙後の初議会にあたりましてのごあ いさつとさせていただきます。本日は本当にご苦労様でございます。

#### 《臨時議長紹介》

○事務局長(長澤 誠君) ありがとうございました。

本日は、選挙後初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日のご出席議員のうちで、年長議員であります西山和樹議員に臨時議長をお願いいたします。

西山和樹議員、議長席へお願いいたします。

(西山和樹臨時議長 登壇)

○臨時議長(西山和樹君) 皆さんおはようございます。ただいま紹介いただきました西山和 樹でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を務めます。どうかよろしく お願いいたします。

## 《開会及び開議宣告》

○臨時議長(西山和樹君) ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成21年第5回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、仮議席の指定》

○臨時議長(西山和樹君) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

ここで、町長部局には大変恐縮ですが一たん退席をお願いいたし、後ほど再度ご出席をお願いすることといたしたく思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時16分 再開 午前 9時18分

○臨時議長(西山和樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第2、議長選挙》

○臨時議長(西山和樹君) 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○臨時議長(西山和樹君) ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、村山良夫君、松村篤郎君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため、申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配付)

○臨時議長(西山和樹君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(西山和樹君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○臨時議長(西山和樹君) 投票箱、異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(長澤 誠君) 2番、村山良夫議員、3番、松村篤郎議員、4番、横山 勲議員、5番、野口久之議員、6番、原田寿賀美議員、7番、篠塚信太郎議員、8番、小田耕治議員、9番、東まさ子議員、10番、山田 均議員、11番、山内武夫議員、12番、森田幸子議員、13番、坂本美智代議員、14番、岩田恵一議員、15番、梅原好範議員、16番、北

尾 潤議員、1番、西山和樹議員

○臨時議長(西山和樹君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(西山和樹君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

開票を行います。

村山良夫君、松村篤郎君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(西山和樹君) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち、西山和樹、8票、野口久之君、8票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であり、西山和樹と野口久之君の得票数は、いずれもこれを 超えております。両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

野口久之君及び西山和樹が議場におりますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものであります。

くじは抽選棒で行います。1番が先にくじを引きます。2番が次にくじを引きます。

村山良夫君、松村篤郎君、くじの立ち会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

野口久之君、西山和樹、くじを引いてください。

(野口久之議員、西山和樹議員によるくじ)

○臨時議長(西山和樹君) くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず、はじめに西山和樹、次に野口久之君

以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

1番が当選です。

○臨時議長(西山和樹君) くじの結果を報告いたします。

くじの結果、西山和樹が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

## (議場開放)

○臨時議長(西山和樹君) ただいま議長に当選した西山和樹に会議規則第33条第2項の規 定により、当選の告知をいたします。

議長に当選した私西山和樹が議長当選の承諾のあいさつをいたします。

- ○1番議員(西山和樹君) ただいまの選挙によりまして、議長の大役をおおせつかることとなりました。多弁は労したくございませんので、とにかく今回の議会2年間を無事に務めさせていただきたいと、このように考えております。以上申し上げまして、今後とも皆さん方の温かいご支援と、それから、この議会が順調に進行しますように、どうぞよろしくご協力をお願い申し上げまして、私のごあいさつといたします。ありがとうございました。
- ○臨時議長(西山和樹君) 以上で、議長選挙を終結いたします。 暫時休憩します。

(休憩 午前 9時44分)

(再開 午前 9時52分)

○議長(西山和樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第1、副議長選挙》

○議長(西山和樹君) 日程第1、副議長の選挙を行います。 選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(西山和樹君) ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、横山 勲君、野口久之君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配付)

○議長(西山和樹君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議長(西山和樹君) 投票箱、異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

- ○事務局長(長澤 誠君) 2番、村山良夫議員、3番、松村篤郎議員、4番、横山 勲議員、5番、野口久之議員、6番、原田寿賀美議員、7番、篠塚信太郎議員、8番、小田耕治議員、9番、東まさ子議員、10番、山田 均議員、11番、山内武夫議員、12番、森田幸子議員、13番、坂本美智代議員、14番、岩田恵一議員、15番、梅原好範議員、16番、北尾 潤議員、1番、西山和樹議員
- ○議長(西山和樹君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

開票を行います。

横山 勲君、野口久之君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(西山和樹君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票です。

有効投票のうち、山田 均君、8票、山内武夫君、6票、野口久之君、2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、山田 均君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

## (議場開放)

○議長(西山和樹君) ただいま副議長に当選されました山田 均君が議場におられます。 会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

○副議長(山田 均君) 失礼をいたします。

ただいまの副議長選挙で、私、山田 均を皆さんのご推挙をいただきまして、当選をさせていただきました。まずもってお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私、旧瑞穂町の時代に副議長を経験したことがあるわけでございますけれども、新しい京

丹波町の議会の中で、副議長という重責を担うことになりました。国政も大きく変わりましたし、また、この京丹波町も町長が変わるという、そういう歴史の節目の年でもございますけれども、ぜひ、私は議長を補佐し、議会が公正・民主的に行えるよう、議長を補佐して務めてまいりたいと思いますので、ぜひ、議員の皆さん個々のご協力、ご支援をお願い申し上げまして、当選のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(西山和樹君) 副議長選挙を終結いたします。

暫時休憩いたします。

恐れ入りますが、傍聴の方は退場をお願いします。

休憩中、この場において議席のくじを行います。

(休憩 午前 10時07分)

(再開 午前 10時37分)

○議長(西山和樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第2、議席の指定》

○議長(西山和樹君) 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

念のため、局長に議席を読み上げさせます。

○事務局長(長澤 誠君) それでは、議席番号の1番からご氏名を申し上げたいと思います。

1番、横山 勲議員、2番、岩田恵一議員、3番、篠塚信太郎議員、4番梅原好範議員、5番、森田幸子議員、6番、村山良夫議員、7番、山内武夫議員、8番、東まさ子議員、9番、野口久之議員、10番、坂本美智代議員、11番、原田寿賀美議員、12番、松村篤郎議員、13番、北尾 潤議員、14番、小田耕治議員、15番、山田 均議員、16番、西山和樹議員。

以上でございます。

《日程第3、会議録署名議員の指名》

○議長(西山和樹君) 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番議員・横山 勲君、2番議員・ 岩田恵一君を指名いたします。 《日程第4、会期の決定》

○議長(西山和樹君) 日程第4、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10時41分)

(再開 午後 4時00分)

○議長(西山和樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第5、常任委員の選任について》

○議長(西山和樹君) 日程第5、常任委員の選任を行います。

お謀りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の常任 委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。

事務局より、名簿を朗読いたさせます。

○事務局長(長澤 誠君) それでは、常任委員会の名簿を朗読させていただきます。

お名前につきましては、議席の順番でございます。

総務文教常任委員会でございます。

篠塚信太郎議員、梅原好範議員、村山良夫議員、東まさ子議員、松村篤郎議員、北尾 潤議員、西山和樹議員。

産業建設常任委員会でございます。

横山 勲議員、岩田恵一議員、梅原好範議員、野口久之議員、原田寿賀美議員。松村篤郎議員、山田 均議員。

福祉厚生常任委員会でございます。

森田幸子議員、村山良夫議員、山内武夫議員、坂本美智代議員、原田寿賀美議員、北尾 潤議員、小田耕治議員。

以上でございます。

○議長(西山和樹君) 以上のとおりであります。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり、選任することに決しました。 ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4時02分)

(再開 午後 4時03分)

○議長(西山和樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局より報告させます。

○事務局長(長澤 誠君) それでは各常任委員会の委員長、副委員長を報告いたします。総務文教常任委員会、委員長に篠塚信太郎議員、副委員長に松村篤郎議員。産業建設常任委員会、委員長に岩田恵一議員、副委員長に原田寿賀美議員。福祉厚生常任委員会、委員長に山内武夫議員、副委員長に坂本美智代議員。以上でございます。

○議長(西山和樹君) 以上報告のとおりであります。 よろしくお願いいたします。

《日程第6、議会運営委員の選任について》

○議長(西山和樹君) 日程第6、議会運営委員の選任を行います。 お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。

事務局に名簿を朗読させます。

○事務局長(長澤 誠君) それでは、議会運営委員会名簿につきまして、朗読をさせていた だきます。お名前は、議席番号順でございます。

岩田恵一議員、篠塚信太郎議員、山内武夫議員、東まさ子議員、野口久之議員、小田耕治 議員、山田 均議員

以上でございます。

○議長(西山和樹君) 以上の通りであります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4時04分)

(再開 午後 4時05分)

○議長(西山和樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局より報告させます。

○事務局長(長澤 誠君) 議会運営委員会委員長、副委員長を報告いたします。委員長に野口久之議員、副委員長に東まさ子議員。以上でございます。

○議長(西山和樹君) 以上、報告の通りであります。 よろしくお願いいたします。

《追加日程第1、発議第4号 交通網対策特別委員会並びに議会広報特別委員会設置に関する 決議》

○議長(西山和樹君) 追加日程第1、特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

横山 勲君外1人から 発議第4号「交通網対策特別委員会並びに議会広報特別委員会設置に関する決議」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山 和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号「交通網対策特別委員会並びに議会広報特別委員会設置に関する決議」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第4号「交通網対策特別委員会並びに議会広報特別委員会設置に関する決議」を議題とします。

- ○議長(西山 和樹君) 本件について説明を求めます。
- ○1番(横山 勲君) それでは交通網対策特別委員会並びに議会広報特別委員会につきまして、 先の11月25日の京丹波町議会運営にかかる打ち合わせ会におきまして、特別委員会設置

の協議がなされ、特別委員会を設置することとなりましたので設置の決議を提出いたします。 ただいまから発議第4号の朗読をして提案理由に変えさせていただきたいと思います。全 議員の賛同を得ますよう、お願い申し上げます。

発議第4号 平成21年11月27日 京丹波町議会議長 西山 和樹 様 提出者 京丹波町議会議員 横山 勲、賛成者 野口久之

交通網対策特別委員会並びに議会広報特別委員会設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

交通網対策特別委員会並びに議会広報特別委員会設置に関する決議 次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

委員会名 人数 目的 調査期限の順で申し上げます。

交通網対策特別委員会7人 JR山陰本線、町営バス運行、京都縦貫自動車道等の交通網対策に関する調査 調査終了まで

議会広報特別委員会8人 議会広報の発行及びホームページの運営 調査終了まで以上、設置に関します提案理由といたします。

○議長(西山 和樹君) 横山 勲君外1人から提出されました「交通網対策特別委員会並び に議会広報特別委員会設置に関する決議」のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山 和樹君) ご異議なしと認めます。

よって横山 勲 君外1人から提出されました「交通網対策特別委員会並びに議会広報特別委員会設置に関する決議」は、可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました「交通網対策特別委員会並びに議会広報特別委員会」の委員の選任 については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の特別委員会委員名簿の とおり指名したいと思います。

事務局に名簿を朗読させます。

○事務局長(長澤 誠君) 特別委員会委員名簿について朗読させていただきます。

お名前は議席番号順でございます。

交通網対策特別委員会でございます。

横山 勲議員、岩田恵一議員、篠塚信太郎議員、梅原好範議員、山内武夫議員、東まさ子 議員、野口 久之議員。

議会広報特別委員会でございます。

森田幸子議員、村山良夫議員、坂本美智代議員、原田寿賀美議員、松村篤郎議員、北尾 潤議員、小田耕治議員、山田 均議員。

以上でございます。

○議長(西山和樹君) 以上のとおりであります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、「交通網対策特別委員会並びに議会広報特別委員会の委員の選任について」は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 午後 4時11分)

(再開 午後 4時12分)

○議長(西山和樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各特別委員会の委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局から報告させます。

○事務局長(長澤 誠君) それでは特別委員会の委員長、副委員長を報告いたします。

交通網対策特別委員会、委員長に横山 勲議員、副委員長に梅原好範議員。

議会広報特別委員会、委員長に北尾 潤議員、副委員長に森田幸子議員。

以上でございます。

○議長(西山和樹君) 以上、報告のとおりであります。

よろしくお願い申し上げます。

《日程第7、「京都中部広域消防組合議会議員」の選挙》

○議長(西山和樹君) 日程第7、「京都中部広域消防組合議会議員」の選挙を行います。 お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたい と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

京と中部広域消防組合議会議員に、私、西山和樹と、篠塚信太郎君を指名いたします。お諮りします。

ただいま議長が指名した私、西山和樹と篠塚信太郎君を京都中部広域消防組合議会議員の 当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した西山和樹、篠塚信太郎君が京都中部広域消防組合議会議員に当 選されました。

ただいま、京都中部広域消防組合議会議員に当選の西山和樹、篠塚信太郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《日程第8、船井郡衛生管理組合議会議員の選挙》

○議長(西山和樹君) 日程第8、船井郡衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたい と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

船井郡衛生管理組合議会議員に、山田 均君、山内武夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した山田 均君、山内武夫君を船井郡衛生管理組合議会議員の当選人 と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、山田 均君、山内武夫君を船井郡衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま船井郡衛生管理組合議会議員に当選された、山田 均君、山内武夫君が議場にお られます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《日程第9、国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙》

○議長(西山和樹君) 日程第9、国民健康保険南丹病院事業組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたい と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

国民健康保険南丹病院事業組合議会議員に、西山和樹を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した西山 和樹を、国民健康保険南丹病院事業組合議会議員の当選人 と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、西山和樹が、国民健康保険南丹病院事業組合議会議員に当 選しました。

○議長(西山 和樹君)ただいま、国民健康保険南丹病院事業組合議会議員に当選した西山 和樹が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《日程第10、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙》

○議長(西山和樹君) 日程第9、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたい と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に、西山和樹を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した西山和樹を、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と 定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、西山和樹が、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当

選しました。

○議長(西山 和樹君)ただいま、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選した西山 和樹が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《日程第10、京都地方税機構議会議員の選挙》

○議長(西山和樹君) 日程第9、京都地方税機構議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたい と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

京都地方税機構議会議員に、篠塚信太郎君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した篠塚信太郎君を、京都地方税機構議会議員の当選人と定めること にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した篠塚信太郎君が、京都地方税機構議会議員に当選しました。

○議長(西山 和樹君) ただいま、京都地方税機構議会議員に当選した篠塚信太郎君が議場 におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4時18分)

(再開 午後 4時35分)

○議長(西山和樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 同意第1号 「監査委員の選任について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、小田耕治君の退場を求めます。

(小田耕治君退場)

- ○議長(西山和樹君) 町長の提案理由の説明を求めます。
- ○町長(寺尾豊爾君) それでは本日提案させていただきます議案についてその概要を説明させていただきます。

同意第1号 監査委員の選任についてでありますが、地方自治法196条第1項の規定に基づき、議員のうちから選任する監査委員に小田 耕治氏を選任することにお願いいたしております。

小田 耕治氏は京丹波町本庄遠戸17番地にお住まいで、昭和22年9月25日のお生まれでございます。和知町議会議員を平成15年2月から合併まで務められ、さらに合併後の京丹波町議会議員として、議会運営委員長や議会広報、議会定数等検討特別委員長を歴任されるなど、ご活躍いただいてまいりました。人格高潔で、知識、経験とも豊かで、本町監査委員に適任であると考えております。ご同意をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきます ようお願い申し上げます。

○議長(西山和樹君) 以上説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君)これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第1号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第1号、「監査委員の選任について」、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

小田 耕治君の復席を求めます。

《日程第13 議案第103号 「京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」~日程第15 議案第105号 「京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」》

- ○議長(西山和樹君)日程第13 議案第103号 「京丹波町特別職の職員で常勤のものの 給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第15 議案 第105号 「京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」までを一括議題といたします。町 長の提案理由の説明を求めます。
- ○議長(西山和樹君) 寺尾町長
- ○町長(寺尾豊爾君) それでは引き続き提案をさせていただき議案について、その概要を説明させていただきます。

特別職、教育長及び職員の給与等に関する条例の改正についてでありますが、本年は、昨年来の景気の急激な悪化を受け、民間企業の夏季一時金が大幅な前年度比マイナス傾向にあることから、人事院において異例の特別調査に基づく臨時勧告が行われ、本町にありましても勧告に準じて、本年6月分の期末手当等の支給率を、特別職、教育長にあっては0.15月、職員は0.2月分引き下げを行ったところであります。特別調査は、企業数も少なく支給実績も反映していないことから、改めて例年行われる11,100事業所の実施調査を基に民間給与との比較を行い、必要に応じてさらに改定を勧告するとなっていたところであります。

このような経過の中、本年8月に、実地調査に基づく人事院勧告が行われ、国においては 10月末に閣議決定、現在国会において審議中となっております。本町におきましても、こ れらの勧告内容、京都府や府内市町村の動向など検討した上、人事院勧告に準じた改正をお 願いするものであります。

なお、併せまして町長と副町長の給料及び期末手当につきましても、現下の厳しい社会経済情勢や財政状況に鑑み、引き続き支給額の10%減額を提案するものであります。

つきましては、議案第103号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告に準じ、期末手当の支給率を年間3.3月から3.05月に引き下げるとともに、給料及び期末手当の支給額を10%減額するもの。

議案104号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同じく期末手当の支給率を引き下げるもの。

議案第105号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、給料の民間格差との均衡を図るための月例給の引き下げ、自宅にかかる住居手当の廃止、期末・勤勉手当の支給率を年間4.5月から4.15月に引き下げるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきま すようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西山和樹君) 補足説明を担当課長に求めます。

谷総務課長

○総務課長(谷 俊明君) それでは議案第103号から議案第105号につきまして、町長の提案理由のとおり、共通する部分については、8月の人事院勧告に準じての所要の改正をお願いするものでございます。

資料で給与勧告の骨子というのを配付いたしております。これに基づきまして補足説明を させていただきたいと思います。

まず、給与勧告の中段を見ていただきますと、ここに記載されておりますように、今回の 民間給与と比較いたしました結果でございますが、民間給与が863円下回っている。それ からボーナス、公務員では期末勤勉手当と申しますが、これが民間の年間支給率4.17月 に対しまして、公務員4.5月とこれも民間が下回っているという結果でございます。

したがいまして、このマイナス格差を是正するための勧告が今回行われたものでございまして、具体的には下段の2 給与改定の内容と考え方に記載されているところでございますが、本町に関連する部分で申し上げますと、(1)の俸給表、本町の条例では給料表というように表現をさせていただいておりますが、これの①と③の若年層部分及び医師に適合いたしております給料表を除きまして引き下げを行うこと。

(2)の自宅にかかります住居手当が廃止されます。

期末勤勉手当は、年間現行4.5月から0.35月引き下げまして4.15月とするというのが主な勧告の概要でございます。

次に個々の条例についてご説明申し上げたいと存じます。これも資料に基づきまして順次 説明させていただきたいと思います。

議案第103号、104号の資料ですが、まず町長、副町長、教育長にありましては期末 手当の支給月数を6月期1.45、12月期は1.6月といたしまして、年間0.25月引 き下げるものでございます。この引き下げ月数は特別職であります国会議員等に準じたものとなっておるところでございます。併せまして町長、副町長の給料及び期末手当につきましては現行条例が本年の任期満了までとなっておりましたところ、引き続き平成22年3月31日まで10%の減額を行うものでございます。なお、参考といたしまして今回の支給月の改正を含め、減額がなかった場合との比較を記載いたしておりますのでご確認をいただきたいと存じます。

次に、105号の職員給与等の改正条例の関係でございますが、議案にも多くの給料表を お付けいたしておりますが、月例給では民間との格差を是正するために引き下げるというこ とでございまして、資料は本町の平均月額でお示しさせていただいております。

一番下段の住居手当につきましては持ち家にかかる手当てを廃止するものでございます。 期末勤勉手当の関係でございますが、これにつきましては職員はこの12月の支給で0.
15月、6月で0.20月の引き下げ、再任用職員は12月の支給で0.05月、6月期で0.10月の引き下げとなっております。なお、現在本町には再任用職員は在職いたしておりません。

それぞれの期末手当、勤勉手当別の引き下げ月数については表に記載のとおりでございます。表の下段でございますが、今回の改正につきましては経過措置が設けられまして、給料の月額の引き下げにつきましては本年の4月1日までさかのぼることになっております。すでに11月分まで支給済みでありますことから、給料や、給料を基に算出いたします管理職手当、期末勤勉手当、これらと住居手当は4月1日時点の額に調整率0.24%をかけて算出をいたしました額の11月分までの見合い分を過大に支給を受けたという考え方に基づき、12月支給の期末手当から差し引くということになっております。

資料の最後のページは今回の改正によります12月支給の期末勤勉手当について改正前と 改正後を比較したものでございますのでご確認をいただきたいと思います。

以上、まことに簡単でございますが議案第103号から105号の補足説明とさせていた だきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(西山和樹君) 以上説明のとおりであります。

お諮りいたします。

会議終了時刻が近づいておりますが、本日の会議時間は議事の都合により延長いたしますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長いたします。

- ○議長(西山和樹君) これより議案第103号 「京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
- ○議長(西山和樹君) 篠塚議員
- ○3番(篠塚信太郎君) 今回の給与改定の資料で人事院において実地調査した資料をいただきました。そのなかで、民間企業の比較ということで、11,100事業所、46万人の個別給与を実地調査したということでありますが、1箇所当たり平均が41.4人ということになりますが、さまざま企業がございますが、どれくらいの従業員数規模の事業所の調査をしたのか。41.4人規模というとかなり小さい中小企業も入っているのではないかと思います。分類ができておりましたら教えていただきたい。

それと、11,100社の中に、京都府内の民間事業所はどれくらい含まれているのか。 関東、関西では給与水準がかなり違うということもございまして、地域間格差が相当ある のではないかと思います。その辺もわかれば教えていただきたい。

- ○議長(西山和樹君) 総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) まず事業所の規模でございますが、企業規模 5 0 人以上となって おります。選考につきましては、無作為抽出法により抽出した 1 1, 1 0 0 事業所というこ とになっておりまして、京都府がどれだけということは現時点、私のほうは公開した資料を 持っておりませんのでお答えいたすことができません。以上です。
- ○議長(西山和樹君) 篠塚議員
- ○3番(篠塚信太郎君) 50人以上の事業所ということですが、単純に割ると41.4人ということになりますので、50人以下の企業が含まれるのではないかと思いますが、その辺はどうか。
- ○議長(西山和樹君) 総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) 50人以上の事業所の中で、すべての方ということではなく、そ こから抽出された個人の方の給料ということだと理解いたしております。
- ○議長(西山和樹君) 篠塚議員
- ○3番(篠塚信太郎君) 50人以上ということはわかりましたが、3,000人以上の企業も含まれているのか。それの無作為に抽出したといっても何人から何人までを何社やったということを教えていただきたい。
- ○議長(西山和樹君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) まことに申し訳ございませんが、今その資料を持ち合わせており

ませんので、お答えをさせていただくことができません。申し訳ございません。

- ○議長(西山和樹君) 篠塚議員
- ○3番(篠塚信太郎君) その答弁はいつしていただけるのか。次の議案についての質問もその答弁によって質問が変わってきますので、できれば答弁をお願いしたい。
- ○議長(西山和樹君) 暫時休憩します。

(休憩 午後 5時00分)

(再開 午後 5時10分)

○議長(西山和樹君) 休憩前に引続き会議を開きます。

谷総務課長

○総務課長(谷 俊明君) 大変申し訳ございませんでした。

お尋ねの件ですが、まず、産業別に申し上げますと、漁業が10、工業、砕石業、砂利採取業、建設業から770の事業所、製造業から4,726の事業所、電気、ガス、水道業、情報通信業、運輸業、郵便業の中から1,885事業所、それから、卸売業、小売業の中から1,002事業所、金融業、保険業、不動産業、物品、賃貸業のなかから477事業所、教育学習支援業、医療、福祉、サービス業の中から877事業所が、産業別に区分したものでございます。

従業員数で区分しますと、3,000人以上の事業所が1,632、1,000人以上3,000人未満の事業所が1,099、500人以上1,000人未満の事業所が1,130、100人以上500人未満が3,931、50人以上100印未満が1,955の事業所ということで、合計はどちらも9747事業所ということで調査の結果がでております。

- ○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。
- ○議長(西山和樹君) これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長(西山和樹君) これより議案第103号を採決します。

議案第103号、「京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 举手全員 )

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって議案第103号は原案のとおり可決されました。

- ○議長(西山和樹君) 議案第104号 「京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
- ○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。
- ○議長(西山和樹君) これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

- ○議長(西山和樹君) これより議案第104号を採決します。
- ○議長(西山和樹君) 議案第104号、「京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙 手願います。

#### ( 举手全員 )

- ○議長(西山和樹君) よって議案第104号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(西山和樹君) 次に議案第105号 「京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
- ○議長(西山和樹君) 東議員
- ○8番(東まさ子君) 職員さんにとっては生活をしていくうえでの大切な給料でありますが、 ひとつは給与改定に当たって職員さんの合意はどのようになっているのかお伺いします。 本町のラスパイレス指数はどのようになっているのか。
- ○議長(西山和樹君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) 11月の4日に、組合の役員とそういう時間を持たせていただきました。併せまして選挙後の11月24日には町長と私とで、組合役員さんに人事院勧告に準じた条例改正を行うことについて理解を求めたところでございます。

本町のラスパイレス指数は20年4月1日で88.9でございます。

- ○議長(西山和樹君) 東議員
- ○8番(東まさ子君) 総務課長と1回、町長と総務課長とで1回、職員組合と話し合いをされているということですが、合意というのはどういうふうになっているのか。これでよしと認められているのか。
  - 88.9のラスパイレス指数ということですが、国と比較し、本町の給与水準が低いということになりますが、国の人事院勧告でありますので、国の給与を勧告しているということ

で、それに基づいて本町に当てはめるということになりますと、国の職員と比べ率的には一緒かもわかりませんが、金額的には大変下がってくるということです。今、深刻な経済不況であり大変でありますが、職員の給与が減ることによって購買力というのが低下していくということにもつながるし、果たしてそういうことでよいのか。そういう社会経済情勢に対して、こういう引き下げがどういうふうに影響を与えるかということについてお聞きをしておきたいと思います。

- ○議長(西山和樹君) 寺尾町長
- ○町長(寺尾豊爾君) 職員組合さんとは合意に達しました。

東議員のお尋ねの全体の購買力が下がると主張されている事実があると思います。経済社会、すべてデフレの悪循環も政府も認めているところであり、本来なら辛抱すべきところは辛抱したほうがいいのかなと私も思っております。人事院勧告が出て、他の府下市町村とも調べさせていただくと勧告どおり実施するということですので、本町もぜひ実施させてほしいというようなことで職員組合にお願いをしたところです。

後は総務課長から答弁させます。

- ○議長(西山和樹君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) 厳しい社会経済情勢のなかで、民間企業につきましても資金繰り や従業員の雇用を守るために必死になられているという現状もあろうかと思います。したがい まして民間給与が減少している事実がありながら、公務員だけ引き下げないで企業に対して早 く公務員の水準になるように引き上げなさいということだけではやはり理解が得られるもので はないのではないかと思っております。
- ○議長(西山和樹君) 篠塚議員
- ○3番(篠塚信太郎君) 寺尾町長は民間会社の社長ということで、事業所も経営されているということであります。資料を見てみますと一般職改正後で36歳4月で242,871円、係長級44歳5月で307,708円、以下主幹、参事級とあります。どれくらいの給料かということは町長もよくご存知と思いますので、今申しました給与水準がどれくらいのものになっているのか、似たような数値になっているのか、多いのか少ないのかお知らせを願いたい。
- ○議長(西山和樹君) 寺尾町長
- ○町長(寺尾豊爾君) 篠塚議員にお答えします。

私は民間企業に確かに携わってきたのですが、平成6年丹波地域開発株式会社の社長をお 引き受けするに際して、民間の経営から一切退いております。丹波地域開発株式会社は京丹 波町の給与に倣ってすべてあげたり下げたりしております。丹波マーケスはテナントさんの 売り上げにも多少連動させて売り上げが落ちた場合、人事院勧告+参考にしております。高 い安いについてはわかりません。

- ○議長(西山和樹君) 岩田議員
- ○2番(岩田恵一君) 本年も大変厳しい人事院勧告となっているところでありますが、ここに あがっているのは一般職員、特別職ということですが、今回の勧告に伴いまして、嘱託職員 も給与表を引用してはるのではないか、そうでなければいいのですが、勧告に伴いましてそ ういったかたがたへの影響がでるのかどうかお聞きしたいと思います。
- ○議長(西山和樹君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) この人事院勧告は正規の職員のみに適用させていただくということで、現時点で嘱託職員でありますとか、臨時職員さんまでは影響を及ぼすということはありません。
- ○議長(西山和樹君) 山田議員
- ○15番(山田 均君) 私も1点お尋ねしておきたいと思います。

提案理由のなかに国において10月末に閣議決定し、現在国会において審議中ということであります。旧町等での考え方は、国会審議が通ってから提案ということが多かったのですが、あえて国会審議中に提案されているのは支給日等の関係でそういうことになっているのか。

いただいた資料によりますと21年12月に支給する手当からさかのぼって減額をするということが提案されておりますが、いったんもらい生活費として使ったものを返さなければならないということは職員にとっても大きな負担と思います。そのことについての職員組合との合意ができたのか。これまでにない厳しい内容と思いますが、組合の役員の方とどの程度の話がされたのか。仕方ないということなのか、一定理解をしながら対応面で改善をしていくというようなことがあったのか。ただこの状況でいくと年末を控え相当大きな減額になると思います。その辺について考え方を伺っておきたい。

11,100事業所の実施調査を基に民間給与の民間給与の比較を行ったということと、このような経過の中、本年8月に実地調査に基づき・・・とありますが、実施と実地はどういう意味合いがあるのかお尋ねしておきたい。

- ○議長(西山和樹君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) 提案の時期の問題ですが、国会審議中ということですが、今日、 衆議院で可決されたように伺っております。12月期に支給いたします期末勤勉手当につき

ましては12月1日が基準でございまして、改正をお願いしております内容については12 月1日までに可決いただかないと改正後の形で期末勤勉手当が支給できない、あるいは月例 給の引き下げができないということになります。

次に組合と懇談を持たせていただいた内容ですが、今回4月までさかのぼるということでお願いをしておりますが、私どもが組合に申し上げたのが、過去人事院勧告で引き上げもあった時期もあり、そのときも4月1日にさかのぼって引き上げをさせていただいたということでまとめて12月に支給したという経過もありますので、そういった点も含めてご理解をお願いしたということです。

資料の字句につきましてはまことに申し訳ございません。実施が正解の表現でございます。 実地ではなく実施が正解であります。申し訳ございませんでした。

- ○議長(西山和樹君) 東議員
- 〇8番(東まさ子君) 新旧対照表でありますが、勤勉手当の15条の7で(1)100分の708 なっておりますが、100分の75ではないのか、それから期末手当の15条の4の(2), 12月に支給する場合においては100分の150と旧の条例にはなっておりますが、160になっておりますがどうか。
- ○議長(西山和樹君) 暫時休憩します。

(休憩 午後 5時30分)

(再開 午後 5時31分)

- ○議長(西山和樹君) 東議員
- ○8番(東まさ子君) 項を間違っておりました。質問を取り下げます。
- ○議長(西山和樹君) 山田議員
- ○15番(山田 均君) 町長に改めてうかがいます。

先ほど職員組合と合意に達したということでした。それは総務課長と二人出ていただいて いたということですが、非常に大きな減額になるのですが、職員組合の代表としてもいたし かたないということできちっと確認されたということでよろしいですか。

- ○議長(西山和樹君) 寺尾町長
- ○町長(寺尾豊爾君) 総務課長のほうからもさかのぼってということもきちっと説明させて いただきました。それできちっと納得ではないですが了解を得ました。

他にいろいろ話しましたが、さかのぼることもきちっと説明をして了解を得ております。

- ○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。
- ○議長(西山和樹君)これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長(西山和樹君) これより議案第105号を採決します。

議案第105号、「京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決することに 賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

《追加日程第2 発議第5号 「京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について」》

○議長(西山和樹君)野口 久之君外1人から、発議第5号 「京丹波町議会議員の議員報酬 及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が提出されました。 おはかりします。

発議第5号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として審議すること にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって発議第5号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として審議することに決定しました。

追加日程第2 発議第5号 「京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本件について説明を求めます。

野口 久之君

○9番(野口久之君) 提案理由を申し上げたいと思います。

人事院は、国家公務員ボーナス(期末・勤勉手当)を 0.35 箇月分引き下げるよう内閣 と国会に勧告を行いました。

京都府内の町村議会の状況といたしましても、減額予定とされている議会が多いことや昨

今の社会経済情勢及び人事院勧告の趣旨に基づき、本町議会の議員においても、職員の減額分のうち期末手当に相当する 0.2 5 箇月分を減額するものとして提案するものであります。 内訳としましては、6月支給分において支給を凍結しておりました 0.1 5 箇月分を引き下げ分に充当し、12月支給分において 0.1 箇月分を減額する改正としております。

以上、提案理由の説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げま す。

以上

- ○議長(西山和樹君) 以上説明のとおりであります。 これより質疑を終結します。
- ○議長(西山和樹君) これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長(西山和樹君) これより発議第5号を採決します。

発議第5号、「京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

《追加日程第3 「閉会中の継続調査申出」》

○議長(西山和樹君)議会運営委員会委員長から、「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

おはかりします。これを日程に追加し、追加日程第3として、議題にしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、「閉会中の継続調査」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 「閉会中の継続調査」の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配

付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご 異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長(西山和樹君) 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて議了 しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成21年第5回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会します。お疲れ様でした。

閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの議員の改選により新議員7人を含む16人の議員がそろい、本日、新しい議会構成も決まり、4年間町民の皆さんの負託を受け、議会活動を行うことになりました。

私も2代目の京丹波町議会議長として微力でございますし、不慣れなこともございましているいろと問題もあることと存じますが、新たな決意を持って、公平公正な議会運営のため、努力してまいります。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

寺尾町長をはじめ、執行部の皆さんにおかれましても、今後4年間、議会活動、議員活動に ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日は大変ご苦労さんでした。

お疲れのところ大変ご苦労さんですが、この後議会運営委員会が開催されます。よろしくお 願いいたします。

開会時間は議会運営委員長から連絡があります。

午後 5時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 臨時議長 西山 和樹 議 長

署名議員

横山

勲

署名議員 岩田 恵一